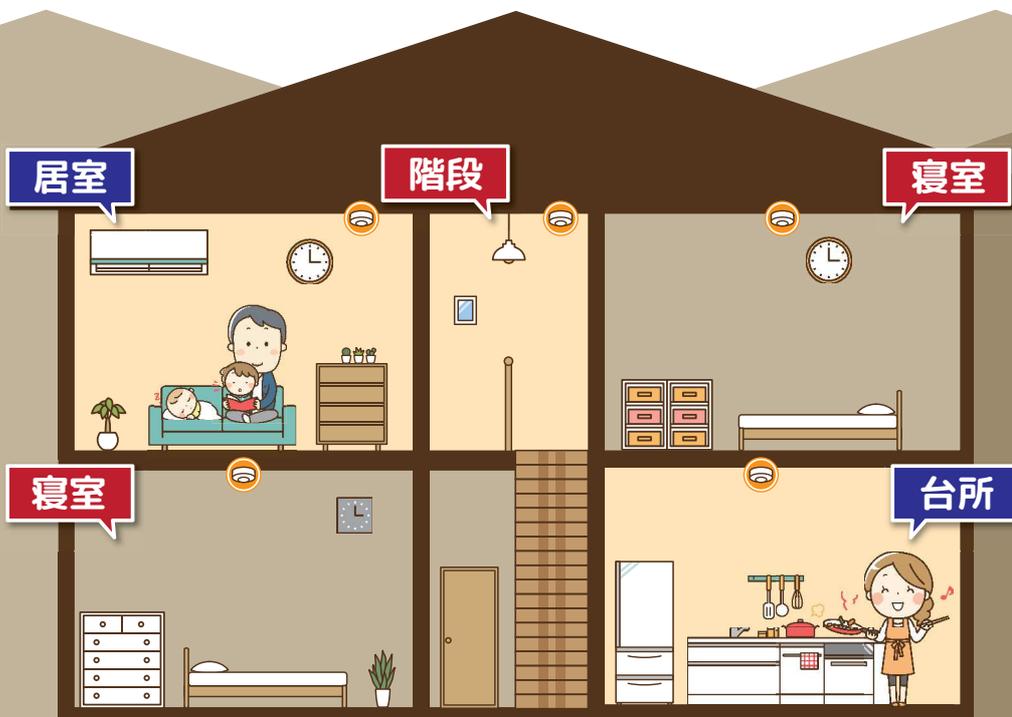


# 設置しましたか？

# 住宅用火災警報器

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が  
法律によって義務付けられています



こんなところに  
設置が必要です

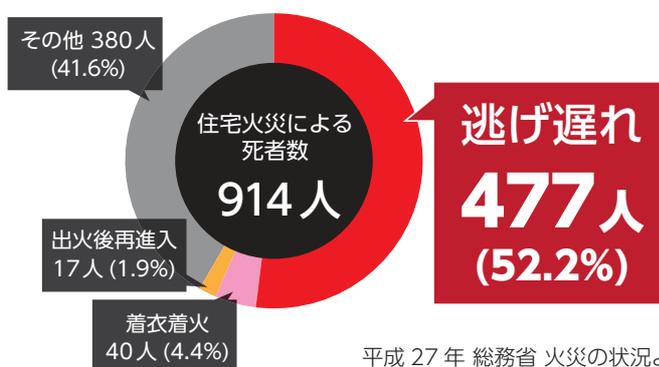
-  取り付けが義務付けられている所
-  取り付けをおすすめする所



## 死者の半数以上が逃げ遅れによるもの

住宅火災による死者の発生状況を経過別にみると、逃げ遅れが最も多く、全体の 52.2% を占めています。

住宅火災による死者数の経過別割合



平成 27 年 総務省 火災の状況より

## 中濃消防組合

- 消防本部 予防課 TEL 0575-23-9008
- 関消防署 予防係 TEL 0575-23-9056
- 美濃消防署 TEL 0575-33-0119
- 西分署 TEL 0575-27-0119
- 洞戸出張所 TEL 0581-58-8119
- 板取川出張所 TEL 0581-57-2014
- 武芸川出張所 TEL 0575-46-2289
- 武儀出張所 TEL 0575-40-0119
- 津保川出張所 TEL 0575-47-2173

# お宅の住宅用火災警報器 そろそろ交換時期では ありませんか？



住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、**火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。**  
10年を目安に交換しましょう。



## 設置時期を調べるには

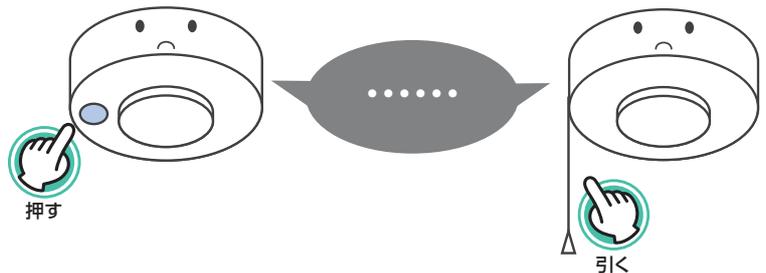
火災警報器を設置した時に記入した「設置年月」、  
または本体に記載されている「製造年」を確認してください。

## 作業確認のしかた

正常なら以下のように鳴ります。



ボタンを押しても（ヒモを引いても）作動しない時は  
以下のことが考えられます。



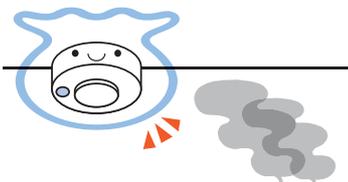
- ▶ 電池がきちんとセットされているかご確認ください
- ▶ それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」ですので、取扱説明書をご覧ください。また、「電池切れ」や「機器本体の故障」の場合は、速やかに電池や機器本体の交換をお願いします。



## 本体交換のおすすめ

電池切れなどの不具合があったとき、設置から10年以上経過している場合は、経年等により本体内部の機器が劣化していることが考えられます。本体を交換することをおすすめします。

## ご注意ください



- ▶ お手入れや作動確認は、高所での作業となり、転倒や落下などの危険があります。安定した足場を確保して、作業を行ってください。
- ▶ 煙の出る殺虫剤などを使用すると、警報が鳴ることがあります。火災警報器をビニール袋で覆うなどしてください。終了後はビニール袋を必ず取りはずしてください。